

山野小学校 いじめ対応マニュアル

1 いじめなど問題行動に対応する基本方針

いじめを「どの子にも、どの学級にも起こりえる」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」と考えることを基本とする。日常の事象面で把握した事柄は、軽微にとらえずに将来深刻ないじめになる可能性がある。一見、じゃれ合いに見えることから、気づかないうちにいじめに発展してしまう場合がほとんどである。この程度ならたいしたことはないと考えず、子どもの変化を見逃さないように全職員が情報を共有し、早期発見・対応する。

2 主な取り組み

【教師がすること】

- (1) いじめの早期発見・対応に努める。
 - ・ 毎月末に「悩み相談カード」配布し、児童の悩みの把握とその対処を行う。
 - ・ 学期ごとの教育相談（面談も含む）の実施。
 - ・ 日常の子どもの見取り
 - 子どもの様子を注意深く観察（特に、朝の健康観察時）する。
 - 月3日欠席児童の把握
 - ささいなことでも情報交換（まじめな雑談）
 - 気になる事案，月3日欠席児童がある場合は，担任・生徒指導主任・管理職で対応（連続して2日欠席した児童へは電話連絡，3日目は家庭訪問の実施）
 - 共通理解を全職員で図る事案については，職員会議後の生徒指導連絡会で報告し，情報等を全職員で共有し対応する。
- (2) 教育相談などで把握した気がかりな児童については，引き続き注意深く観察し個別に教育相談などを行い対応していく。また，そこで話された内容について教育相談ファイルに記入し，だれが対応してもそれまでの流れが分かるようにしておく。
- (3) 軽微な問題行動についても，将来的にいじめに発展する可能性があるという認識のもと，個別指導及び学級などで全体指導を行う。また，学校全体で指導を行った方がよい場合は，全校朝会などを活用し，指導を行う。
- (4) 4月と9月の「いじめ問題を考える週間」で道徳・学級活動や保護者を交えての道徳の授業参観，人権教育年間指導計画に沿った取り組みを確実に行う。

【児童がすること（教師の指導のもと）】

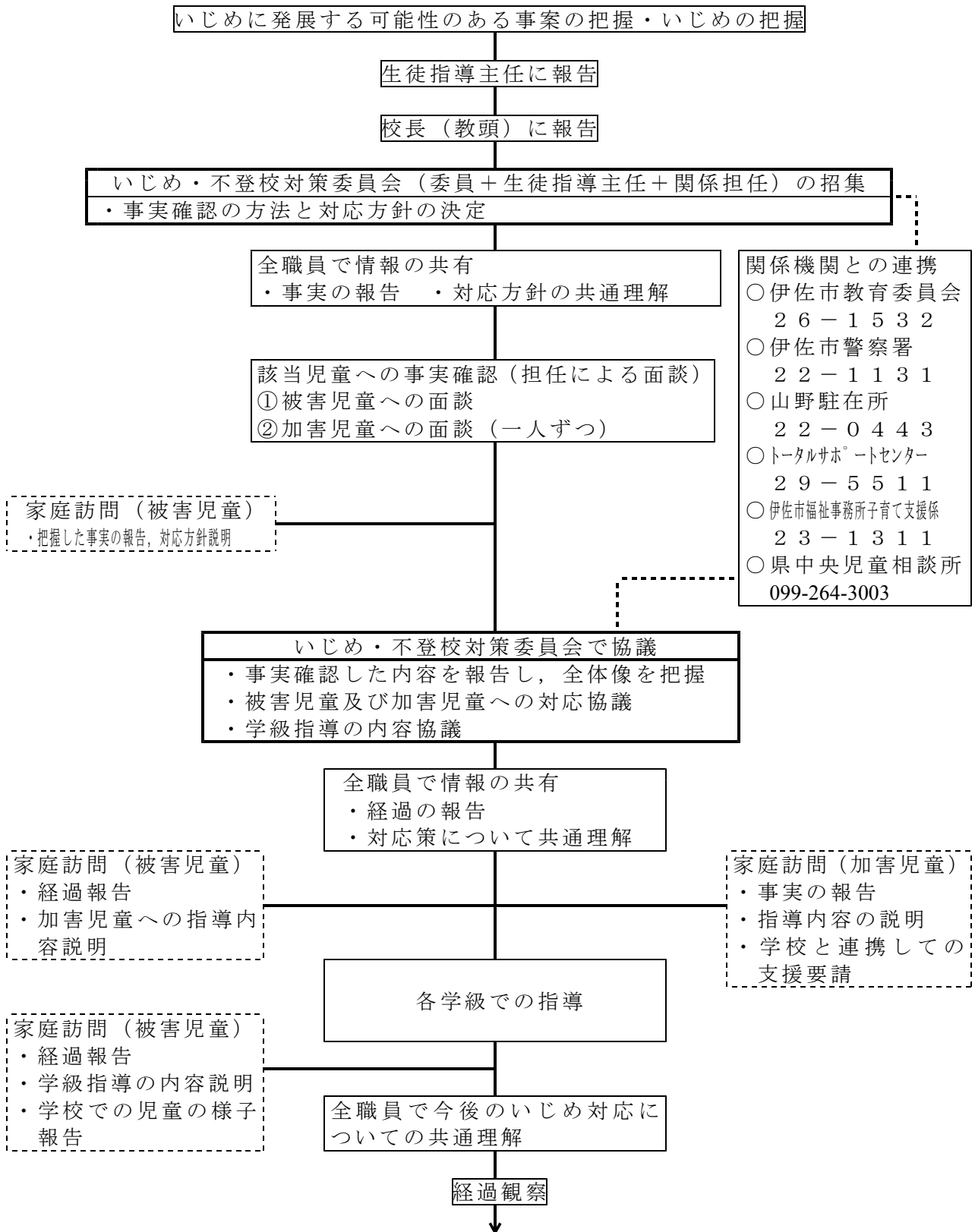
- (1) 帰りの会などで一日をふり返る。
 - ・ 反省を出し合い，自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手立てとする。
 - ・ 学校生活のよい点や問題点を見つける目を養う。
- (2) 学期毎のなかよし月間（6月・12月・2月）で人権俳句を作り，人権についての意識を高めるとともに自分のことも見つめる。
- (3) 友達の名前を「～さん」付けで呼び合ったり，「あいさつ」をしっかりとる取り組みを行い，お互いを尊重し合う環境作りをする。
※ 児童会の取り組み（児童総会 5月・10月）と同調して学級指導も行っていく。

【家庭に協力を求めること】

解決に子ども達がそうしてしまった背景や，子ども達が抱えるストレスを取り除いていく必要がある。いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え，理解を求める。

- (1) 家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば，すぐに報告を願う。
- (2) いじめに発展しそうな事案があった場合は，双方の家庭に連絡する。家庭でも子どもから話を聞き，家庭においても学校と協力して指導をしていくことを願う。

3 いじめを把握したときの指導の流れ



※ 関係児童への面談の記録を記録ファイルに残す。（担任）

※ いじめ・不登校対策委員会の協議内容，事案への対応の記録を残す。（生徒指導主任）